

平成30年7月豪雨災害検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県災害対策本部に「平成30年7月豪雨災害検証委員会」(以下、「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、平成30年7月豪雨災害に関し、次の事項について検証を行い、風水害に対する防災対策改善の指針を得ることを目的とする。

- 一 実効性のある避難・情報提供のあり方
- 二 災害応急・復旧対策
- 三 事前の防災対策
- 四 その他

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員会には、委員長を置き、委員長は神門副知事をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(運営)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第6条 専門的なテーマについて検証を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を行うため、災害検証委員会事務局を置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月3日から施行する。

(別表)

委員長	神門 純一	副知事
学識経験者	高木 朗義	岐阜大学工学部シニア教授
	原田 守啓	岐阜大学流域圏科学研究センター准教授
	小山 真紀	岐阜大学流域圏科学研究センター准教授
	関谷 直也	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授
	栗田 暢之	特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事
	辻川 才太	岐阜地方気象台長
県関係者	西垣 功朗	危機管理部長
	熊崎 政之	農政部長
	高井 哲郎	林政部長
	宗宮 裕雄	県土整備部長
	崎浦 良典	観光国際局長
	高松 等	警察本部警備部長